

## 平成30年度 第3回青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 平成30年10月23日（火）13:00～16:00  
場 所 ウェディングプラザ アラスカ 地下1階「サファイア」

### 【開会】

(司会)

ただ今から、平成30年度第3回青森県公共事業再評価等審議委員会を開会いたします。

本委員会の会議は、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は11名中8名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

議事進行は、委員会設置要綱の規定に基づき、委員長をお願いいたします。

阿波委員長、よろしくお願いいたします。

(阿波委員長)

それでは審議に入る前に、本委員会の基本的な事項について確認させていただきます。

まず第1番目でございます。この会議は委員会運営要領第3に基づき、公開として開催されます。

2つ目でございます。審議内容は資料とともに、事務局の企画調整課で公表、縦覧します。議事録の公表にあたっては、各委員の了解を得て行うこととします。

3つ目でございます。委員会に関する報道機関等への取材対応は、委員長に一任くださるようお願いいたします。

以上、委員の皆様方のご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の審議の進め方について確認いたします。本日の議事はお手元の次第のとおりでございまして、複数でございます。

まず最初の議事でございます。再評価に関する審議につきましては、これまでの委員会では委員会意見は14事業、すべてを県の対応方針のとおり継続とすることで決定しておりますが、これについて、本日、意見の確認を行います。

続いて議事の2でございます。知事に提出いたします再評価に関する意見書のとりまとめを行います。

続いて議事の3でございます。事後評価結果の審議を行います。昨年度、当委員会において選定しました3つの事業につきまして、担当課から評価結果について説明していただいた後、評価結果の妥当性等について審議いたします。

そして議事の4、県が行った事後評価の内容について、委員会としてどのように考えるかを整理して、再評価と同様、知事に提出する意見書のとりまとめを行います。

この事後評価につきましては、本日はじめてご審議いただくものでございますので、少し

時間をとって進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最後に議事の5でございます。平成31年度の事後評価対象事業の選定を行います。

以上が本日の議事となっております。

#### 【議事】

(阿波委員長)

それでは議事の1、再評価事業に関する審議に入ります。今年度の再評価の対象となっております14の事業につきまして、委員会の対応方針案については、これまでの委員会での対応方針案のとおり継続としていました。また、事前に照会させていただいた各事業に対する附帯意見につきまして提出はございませんでした。

県の対応方針案どおりでよろしいかという話と、附帯意見について委員の皆様からご意見、ご発言がございましたら、お願ひいたします。

(意見等なし)

それでは、そのように委員会の対応方針について決めさせていただきます。附帯意見はなしということで決定いたします。

続いて議事の2です。再評価に関する意見書のとりまとめになります。資料4の意見書案をお開きください。こちらは知事に提出する意見書の案でございます。まず1枚目が表紙となっております。めくってください。2ページ目が目次になります。3ページ目が今年度審議いたしました14事業に対する委員会意見の一覧となっております。番号が1番から14番、意見は対応方針案のとおりということで、いずれも評価は継続となっております。

最後に委員会の委員名簿がございます。それと、これまでのこの委員会の審議の経過を記載してございます。以上が意見書の案でございます。

これまでのこの委員会での審議を踏まえて作成したものでございますが、何かこの意見書案についてご意見がございますでしょうか。

(意見等なし)

ご意見がないということでございますので、それでは原案のとおり再評価に関する意見書を決定いたします。近日中に委員の皆様方には、最終形の意見書をお送りいたします。ご確認をいただいた上で、知事へ提出したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上が議事の2でございます。

続きまして議事の3の事後評価結果の審議を行います。審議に入る前に事務局から事後評価全般についての説明をお願ひいたします。

(事務局)

事務局でございます。

事後評価につきましては今回初めてのこととなりますので、若干お時間をいただきまして、ご説明させていただきます。

事後評価は事業完了後、5年目の事業を対象として、事業の効果、環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査の在り方や、事後評価手法の見直し等に反映するために実施するものです。

今年度、委員が改選されたところでございますので、昨年度の事後評価の状況を申し上げますと、事後評価、いわゆるすでに完了した事業の評価につきましては、従来の費用対効果分析だけではなく、費用ではなくむしろ期待された便益が得られたか、金銭価値化できないものを含め、総合的にどのように評価していくかが重要であり、今後どのように改善していかなければならないか、段階を置きながら少し状況を見ながら判断していくこととさせていただきます。

事務局といたしましては、昨年度の審議経過を踏まえ、更にご理解を深めていただくため、B/Cの増減理由、期待された便益の発現状況や事業目的等の達成度について補足説明資料を作成し、事前に送付させていただいたところです。

今回の事後評価は調書とともに、補足説明資料も参考にさせていただきながら審議を進めていただきたいと思いますと考えております。

尚、全般的な評価手法の見直しにつきましては、要綱上、公共事業システム検討委員会がでございます。今回の事後評価の審議において、評価手法の見直しに係るご発言があった場合には、後程改めましてシステム検討委員会の開催についてご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上説明でございました。

(阿波委員長)

はい。ありがとうございます。

これまでこの委員会の中でも、この事後評価の評価の仕方については、委員の皆様方から様々なご指摘、ご意見をいただいたわけですが、そういった中で、どのように総合的に事後評価を行っていくかということで、今年度は、先程事務局からご説明がございましたように補足説明資料という新しい資料を追加いただいておりますので、審議のご参考にさせていただければ幸いです。

それでは、昨年度の委員会で決定しました3件の事業について、担当課からの評価結果内容の説明を聞いた後、その評価結果の妥当性について審議を行います。質疑は事業ごとに行いたいと思います。事前に各委員の皆様方からいただいた個別の事業についてのご質問につきましては、担当課からの説明時にお答えしたいと思います。

説明の順番ですが、樺委員が途中退席されるということでございますので、樺委員からご質問をいただいている道路課の事業からお願いいたします。3番の道路課の事業から説明をいただいて、審議を進めたいと思います。それでは道路課からお願いいたします。

(道路課)

道路課の田中と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

H30-3、主要地方道むつ尻屋崎線岩屋工区についてご説明いたします。

最初に質問事項にお答えいたします。資料5の3ページをご覧ください。泉委員からのご質問の走行速度についてですが、ご指摘を踏まえ整備後の走行速度について、道路交通センサスで実測された走行速度、時速71kmに修正いたしました。整備前の走行速度については実測した数値がございませんので、現道の法定速度が時速40kmであることと、次のページの添付資料のように沿道状況ですが、幅員が狭くすれ違いが難しい箇所や、カーブが連続した住宅地を通過する区間があるなどの現地状況を勘案し、平均走行速度を時速30kmとして記載しております。

続きまして、樺委員からのご質問の将来交通量と観光便益についてですが、交通量については平成17年及び平成27年の道路交通センサスの交通量を基本として、平成42年時点の将来交通量を推定しております。資料についてもその旨を追記いたしました。実測値に基づいて将来交通量を予測しておりますので、将来交通量が下がったということは実測値の交通量が下がったということでございます。

観光便益については、これまでの再評価時点では対象とした尻屋崎の入込客数が、バイパス整備によりどの程度増加したか判断することが困難だったことから計上しておりませんが、バイパスの完成により整備前後の入込客数の比較ができるようになったことから、今回改めて計上したものでございます。

続きまして4ページの大橋委員からのご質問の、「観光振興に寄与した」との表現についてですが、ご指摘のとおり確認出来ませんでしたので、観光客数の増加という表記に修正いたします。

以上、事前質問についての回答でございました。

続きまして調書の説明をいたします。H30-3の様式4の3-1をご覧ください。事業方法は交付金事業で実施いたしました。

事業の背景・必要性についてですが、本路線の終点に近い場所にある東通村岩屋地区は、車道幅員が5m程度の狭小な区間があり、車両のすれ違いに支障をきたしていたことから、通行機能の強化、安全で円滑な交通の確保を目的として、バイパス事業を実施いたしました。

主な事業内容は、片側1車線の道路で全体延長4,040m、道路幅員は車道幅6m、全体の幅員は2.5mの歩道、1.5mの路肩を含み11.5mでございます。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として①の走行時間短縮から⑥まで、また、その他の効果としては①の地域間交流の推進から③まで記載のとおりでございます。

事業の実施経過は平成5年度の事業着手、平成25年度に事業完了となっております。

公共事業評価は平成16年度に再評価、平成21年度に再々評価を実施し、対応方針についてお諮りしております。総事業費は最終実績で40億8,500万円となっております。

特記事項ですが、1つ目、平成16年度、平成21年度に再評価、再々評価を実施しており、対応方針はいずれも継続となっております。

平成16年度の再評価で附帯意見がございました。1点目ですが、整備にあたり自然環境、

景観、漁業資源に悪影響が出ないように、環境に配慮した施工法をとること。2点目として、事業効果の早期発現の可能性を検討すること、ということをございました。1点目の対応につきましては、自然環境へ配慮するため、植生地を改変した箇所では肥料入植生ネットを採用するなどして、早期の植生復元を図っております。また、景観へ配慮するためにガードレール等へ茶色の部材を採用しております。漁業資源への悪影響防止としては、橋梁工事施工の際、濁水の流出を防止するための締切を行うなどの対応をとっております。

2点目への対応ですが、歩道付近の見直しをおこない、工事費用を縮減することにより、事業予定期間を4年短縮いたしました。

次に社会経済情勢等の変化ですが、事業実施箇所の近隣地域、この地域には岩屋地区、尻屋地区がございます。近隣地区の人口は平成17年時点の730人から平成27年時点の556人へと10年間で174人減少し、過疎化が進んでいる状況でございます。一方で近隣の沿道にある三菱マテリアル青森工場、日鉄鉱業尻屋鉱業所などの企業活動は継続している他、下北半島の最北端の避難港である尻屋岬港も災害時の拠点としての役割は変化しておらず、輸送路となる当工区の必要性は変わらない状況となっております。

次に費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化についてですが、将来交通量の推計値が1,861台から950台へ減少となること、また、車種別時間価値原単位の修正がございました。

次に事業効果の発現状況についてですが、金銭価値化が可能な効果は、走行時間短縮便益が19億5,000万となっているなど、記載のとおりでございます。

その他の効果としましては、①の事業目的の達成度は、地域住民の内91%が、事業目的が達成されたと回答しております。また、地域住民の内95%が、この事業が必要であったと回答しております。②の冬期間の輸送・搬送の快適性向上については、対象の3事業者のすべてが、輸送が楽になったと回答しております。産業発展への寄与については、対象の3事業者のすべてが、産業発展上役立っていると回答しております。

グラフ2の走行速度は事前質問でお答えしたとおり、整備前の30km、整備後の71kmとしております。グラフ3は尻屋崎の年間観光入込客数ですが、平成25年度は東北新幹線新青森駅開業による増加と思われれます。また、平成26年7月に本工区が供用いたしましたが、その後は増加する傾向となっております。

次に参考として、事業評価時点での費用便益比を算出しております。修正費用便益比で0.67となり、これは当該時点での交通量の減少が大きく、将来交通量が下方修正となったことによるものでございます。平成21年度の再々評価時点では、平成42年度の計画交通量は、平成17年度交通センサスを用いて算出し1,861台でしたが、最新の平成27年度交通センサスを用いた将来交通量は950台となり、この結果B/Cの値も減少しております。

特記事項ですが、災害の際、避難するにあたり道路が山側に1本増えて安心したという、防災分野での効果に関する回答もございました。当該工区の現道区間は、津波浸水想定区域

であるため、万一の地震発生時には、バイパスが地元住民の避難路として重要な役割を果たすと考えております。

次に施設の管理状況ですが、供用を開始から5年経過した現在においても、交通の支障となるような道路管理上の問題は特に発生していないため、適切な維持管理状況下にあるものと判断しております。

環境影響への変化については、周辺景観との調和を図るため、色彩等に配慮しております。また、その他として、現道において大型車の通行が少なくなり、騒音が極めて少なくなったなどの意見がございました。

続いてまとめですが、改善措置の必要性については、夜間の見通しの改善や、現道との分かれ目の交差点の安全対策に対する要望が寄せられたことから、今年度中に現地調査を行い改善の必要性が確認できれば、交通安全施設の増設等、適切な対策の検討を進めたいと考えております。このことにつきましては、夏期の通常期の調査は行っております。今後冬期の調査を行った後に対策について決定したいと思っております。

再度の事後評価の必要性については、事後評価の発現にあるとおり、地域住民の多くが、事業目的が達成された、この事業は必要であったと回答しており、全体として事業目的は達成されているものと判断できるため、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点ですが、同種事業の計画、調査の在り方については、計画にあたっては交通量による評価だけではなく、防災への寄与や、物流の向上などによって地域に与える効果も考慮した上で事業計画を立案する必要があると考えております。また、再評価時、環境への配慮に関する附帯意見があったことから、計画時点で環境へ配慮した施工計画を立てる必要があると考えております。

事業評価手法の見直しについては、利用者が実感できる事業効果を、県民にも分かり易いかたちで十分に数値化できる便益の計上方法について、継続して検討を進める必要があると考えております。同種事業の内容手法等の在り方については、アンケートの結果で地域全体の道路整備を求める意見が多かったことから、地域や路線全体で整備効果が発揮できるように、計画的に道路整備を進めていく必要があると考えております。今回のバイパス整備により、津波浸水想定区域を避けた避難路、物流ルート確保が可能となりました。今後も引き続きバイパス案や現道拡幅案などから、現地状況を考慮した適切な手法を採用していく必要があると考えております。

最後に特記事項ですが、今回の事業において、費用便益比を算出するための将来交通量の減少は、一定程度予測しておりました。しかしながら、当該地域の実測交通量からの比較では減少幅が拡大し、結果的に費用便益比が1を下回ることとなりました。これは想定以上の人口減少等によるものであり、やむを得ないものと考えております。尚、金銭価値化が困難ではありますが、事業効果の発現状況でご説明したとおり、津波浸水想定区域の回避や尻屋岬港へのアクセス確保などの効果もあることから、バイパスの整備は適切であったと考えております。

以上で説明を終わります。

(阿波委員長)

はい。ありがとうございます。

それではただいまの道路課の説明に対しまして、委員の皆さま方からご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。まず事前質問をいただいております樺委員と大橋委員の方から、先程のご説明について追加でご質問等ございましたらお願いいたします。

(樺委員)

まず、確認させていただきたいのですけれど、この公共事業の場合は再評価でもって、具体的にどういう影響があるのかということを確認させていただきたい。私は委員になって間もなく、仕組みがよく分かっていないので。

もちろんやってしまった工事を元に戻すことにはならないので、これを再評価する意味合いというのを事務局で教えてください。

(事務局)

はい。事務局でございます。

今回は完了した事業に対する評価、事後評価ということでございます。事後評価につきましては、先程若干ご説明いたしましたけれども、まず事業の効果、環境への影響等を確認し、その事業そのものはどうだったのか、環境への影響はどうだったのかということを確認して、必要に応じて改善措置が必要なのであれば適切な改善措置を検討してご意見をいただくというのが、まず1つでございます。

あともう1つは、今回の事後評価の結果を、同じような事業の今後の計画や調査の在り方、あるいは事業評価手法の見直しということに反映させるために、今回事後評価を行うということでございまして、委員のおっしゃったとおり、すでに実施してしまったものをどうのこうのというところもございましょうけれども、メインは今後同じような事業をするにあたって、どのようなことに気をつけなければいけないのかというようなことに反映できればと思っております。

以上でございます。

(樺委員)

よく分かりました。私が質問事項で述べさせていただいたことは、はっきり言って、一応この委員会で、私は今年入ったものなので前の経緯は正直よく分かっていないのですが、B/Cによって評価をしたと、今回再評価をしましたと。その時に、先程事務局の方からいろいろご説明があつて、事情はよく分かったのですが、評価の仕方を変えてしまうというのはあまりよろしくないのではないですかということと、今、事務局の方からもお話しがあつ

たように、正に今後の計画の在り方ですとか、見直しにこれが反映されるのであれば、そういう方向でやっていただければ、この事業の重要性ですね、そういうことに関して特段意見があるというよりは、どちらかといえば評価の仕方の方にちょっと問題があるのかなというところで質問させていただいた次第でございます。以上です。

(阿波委員長)

よろしいでしょうか。

それではその他委員の皆様方から、ご質問、ご発言がございましたらお願いいたします。

今回予想されました交通量の推計が、今年度、平成27年度ですかね、推計すると半分くらいになっていたということなのですが、この交通量の内訳って分かるものなのでしょうか。例えば車両の種別ですとか、どのような車両の種別が大きく変化しているかということ。

(道路課)

平成11年度の交通センサスからデータをずっと比べて見てみますと、大型車の交通量の減少が大きい値となっております。

(阿波委員長)

その大型車というのは、あの周辺にある企業さん、事業者さんの車両ということですか。

(道路課)

はい。この路線は行き止まりとなっておりますので、奥には日鉄鉱業と三菱マテリアルさん2社があるのですが、両方とも石灰岩を利用した製品をつくっておりますが、その工場から出るものの搬出の仕方が、ひょっとすれば変わってきているのかもしれないと思っております。

(阿波委員長)

車両ではなくて船とかですか。

(道路課)

ええ、そうですね。

(阿波委員長)

はい。分かりました。

(南委員)

当初の目標を達成しているということは分かって、やはり気になるのはB/Cが0.67



に下がったということで、お話しを伺っていますと交通量の調査をしたのが平成13年、そして次が27年で、21年に見直したときには17年のデータを使っているというふうに伺っています。

であれば、例えば再評価のとき、21年度に交通量の調査をして、路線だとか台数を見直していくことは出来なかったのでしょうか。すなわち、今後こういう事業をするときに、特に道路に関しては見直すときに、台数をこまめに調査した方がいいのではないかなと思っていますが、10年に1回とか縛りとか、道路の幅員が法的にこれ以上は狭くできないとか、そういうことがあるのかと思って。こんなに長期ではなくて、もう少し再評価の時に交通量を調査して見直したらと思います。

(道路課)

おっしゃるとおり交通量の落ち込みが大分激しかったものですから、今回の事後評価にあたりまして、本年の8月17日に現地で交通量の再測を行いました。その結果に基づく将来交通量は若干増えまして、1,244台となりまして、費用便益比ですがあくまでも参考ですけれども、0.8まで少し上がるという結果になっておりました。今回の調書の作成につきましては、あくまでも道路交通センサスを基本とするという考え方がありましたので、今回の実測した値は記載せずに調書を作成いたしました。

(阿波委員長)

増加した要因というのは、どのようになっているのですか。

(道路課)

道路交通センサスは大体9月に実施するのですけれども、今回の調査は8月に実施いたしました。ひょっとすれば、内訳はわからないのですが、観光客がちょっと多いのかなという感じはいたしました。

(阿波委員長)

年間としてはそのくらいのバラつきはあるのですかね、季節ごとの。あくまでも9月時点の交通センサスは9月の交通量からの調査であるということですね。わかりました。

その他、委員の先生方からご質問はございますでしょうか。

アンケートの中で、調査対象とされておりますのが、東通村の一般住民ということ、800人というのはどの辺の地区についてこのアンケート調査をされたのですか。

(道路課)

尻屋、岩屋、野牛の辺りです。

(阿波委員長)

はい。わかりました。尻屋漁協ですか？

(道路課)

尻屋岬港ですね。

(阿波委員長)

岬港。その漁港に対しては何かアンケートとかヒアリングをされたのですか。

(道路課)

アンケートはとってございません。

(阿波委員長)

そうなのですか。

いかがでしょうか。

(丹治委員)

1点だけ、よろしいですか。観光便益だけがプラスになっていて、人口が減る中で便益が期待できるのは観光便益くらいしかなくなっているような実態だと思うのですが。観光の場合よく言われるのは3大セットといわれまして、宿泊と食事と、それから体験したり見るとか3つがセットではじめて観光が成り立つので、観光便益、道路事情で単品で考えるというのは、ちょっと無理があると思うので、できれば複数の事業を連携して観光を見込むというふうな枠組みをつくっていただいて、それに乗った場合は観光便益をみてもいいというふうな、交通量だけでないような枠組みを考えていただけた方がいいかなと思いますので、多分、先ほどお話がありましたように、この委員会の外にはなるとは思いますが、ご検討いただけたらと思います。

(阿波委員長)

ありがとうございます。その他、委員の皆さん方、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見がないようであれば、次の事業に移りたいと思います。とりあえず、今、この段階でご質問がないということでございますので、次の林政課の事後評価の方に入りたいと思います。

それでは林政課の方から説明をお願いいたします。

(林政課)

林政課の阿部と申します。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

お手元の事後評価調書H30-1をお開きください。整理番号1番を説明いたします。委員からの質問事項については説明の中で随時説明していきたいと思っております。それでは説明いたします。

まずはじめに事業の概要です。事業種別は林道事業です。事業名はフォレスト・コミュニティ総合整備事業です。箇所名は黒石市の上十川大川原線です。事業主体は青森県、管理主体は黒石市です。事業方法は国庫補助事業です。財源負担区分は国が50%、県が36.7%、黒石市が11.04%、その他とありますけれども、これは国有林でございます。国有林が2.26%です。

次に事業の背景、必要性についてです。当該地区における利用区域面積は、約1,271haでございます。立木蓄積が約16万m<sup>3</sup>と高い値を示しています。しかし利用区域内には、既設の林道が1路線しかなく、森林整備のための機械化や木材の運搬の効率化が進まない状況となっております。この地区は将来的にスギ材の供給拠点となり得る地域であり、適正な森林施業を実施するために、近接の国道と市道を連結する骨格的な林道を開設することで、森林整備の推進を図ることを目的とした事業です。

次に主な事業内容は、林道開設が約8.1kmとなっております。

次に想定した事業効果は金銭価値化が可能な効果として、路網整備により木材生産に係る経費の縮減や、生産利用の増進及び森林整備に係る作業経費、森林管理費等の縮減による森林整備の促進を図る効果としています。またその他の効果として、森林での保健休養、山菜取り等の利用にあたり到達時間の短縮、また地域ボランティア活動による維持管理経費の縮減などの効果としています。

次は事業の実施経過でございます。事業着手及び工事着手が平成6年度、事業完了が平成25年度です。

公共事業評価の実施時期は当初計画は平成6年度から平成15年までで、総事業費が10億円です。

次に再評価です。再評価は平成15年と平成20年度の2回実施しており、対応方針はいずれも継続とされています。最終実績は事業期間が平成25年までで、最終総事業費が16億5,400万円となっております。計画変更の実施時期は路線全体について、地形、地質、用地等に伴う線形・工法の見直し、並びに事業コスト縮減の検討により、事業期間の延長や事業費の増減などの理由から、平成10年度、平成14年度、平成21年度の3回変更を実施しています。

特記事項として、平成15年度、平成20年に再評価を実施しましたが、対応方針は継続とされ附帯意見はありませんでした。

次のページをお開きください。事業完了後の状況です。まず社会経済情勢等の変化でございます。平川市の木質バイオマス発電施設や六戸町の大型木材加工施設が平成27年に稼働したことにより、木材需要が高まり原木の低コストかつ安定的な供給が求められたことから、木材価格も上向ってきております。

次に費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化でございます。費用対効果分析の便益項目の見直しにより、森林整備経費縮減等便益の作業道作設経費縮減便益が削除され、その他の便益の通行安全確保便益及び環境保全確保効果便益が評価対象外となったことから、費用便益比が再評価時の1.9から今回の事後評価時において1.36に減少しております。

ここで南委員からご質問のありました、便益の対象外になった理由について、資料5の2ページ目により説明させていただきます。

通行安全確保便益はガードレール、カーブミラー等の整備により事故の減少、精神的な安定等、その安全性が向上する便益としていますが、経済的評価が必ずしも妥当であるとは言い難い面があること。また、環境保全確保効果便益は、林道を整備する場合の間伐材の利用や動物との共存施設の整備など、循環型社会の構築や動物の生息環境の確保のために必要不可欠な施設であるとしていますが、経済的評価が困難な面があることなどから、路網の評価においては、これらの便益を対象外としているところです。

次に事業効果の発現状況です。まず金銭価値化が可能な効果として、林道開設により森林整備の機械化、効率化が図られ木材搬出も促進し、作業効率も向上しています。その他、森林整備の作業経費の縮減や森林整備の促進に伴う土砂流出防止の効果も発揮されています。また、補足説明資料2の費用対効果分析関係の下段の表にも記載していますが、平成14年度以降、林道開設区間を利用し、これまで造林、間伐等の森林整備を約134ha実施しております。伐採量も約2万m<sup>3</sup>となっているところです。

ここで南委員からご質問のありました、土砂流出防止効果について資料5の2ページ目により説明させていただきます。路網整備により未整備区間の森林整備が促進されることで、樹木の根系を発達させ、成長を促すことにより水土保持機能が向上します。それによって雨水流下に伴う浸食による表土の流出などを抑止する効果のことです。

次に達成度に関するアンケート結果です。事業目的の効果について、「達成された」、「概ね達成された」と回答した人の割合が約65%、山仕事等への効果について、「達成された」、「概ね達成された」と回答した人の割合が約63%となっています。

その他の効果として、利用目的に関するアンケート結果では、「山の管理」、「山菜採り」、「自然観察・保養・レジャー」、「連絡道」など、多様な目的で利用されています。また、その他の効果に関するアンケート結果では、「効果があった」と回答した人の割合が約8%、「どちらとも言えない、分からない」と回答した人の割合が約86%を占めており、事業目的以外の効果は低い結果となっていました。

ここで泉委員からご質問がありました、事業効果の発現状況に記載されている「問7の利用目的」と別紙アンケート結果「問6の利用回数」について、利用目的の説明と違和感があることについて、資料5の1ページ目により説明させていただきます。

まず1つ目が、「問7（利用目的）」のアンケート結果から、「山の管理（植栽、伐採等）」ですと回答した方が約7%となっていますが、本県では森林所有者が自ら森林整備（植栽、伐採）を行う「自伐林家」がほとんどいないことが結果として表れたと考えています。また、

森林整備、植栽や伐採のため、当該林道を利用する方は森林所有者から依頼され、また請け負った森林組合や林業事業体が多く利用しているというのが実態です。

このことから、アンケートを実施した地元住民の方々は、森林整備と言うよりも道路としての感覚が強く反映されたことが、利用目的と利用回数の数値に表れたと推察しており、アンケート調査の設問に工夫が足りなかったと考えているところです。

なお、問9の1達成度（事業目的）及び問9の2達成度（山仕事への効果）において、「達成された」、「概ね達成された」と回答された方が双方約60%以上だったことから、森林整備の効率化が図られているものと判断したところです。

次に事業により整備された施設の管理状況についてです。事業完了後は、林道管理者である黒石市が維持管理を行っており、現在まで林道施設の損傷等は生じておりません。管理状況に関するアンケート結果では、「適切」、「概ね適切」と回答した人の割合が約88%となっています。事業実施による環境の変化は、環境への配慮として、工事施工地の支障木伐採後に発生する伐根については、盛土の法止工や柵工など現場内で利用し、木材の循環利用に努めています。その他の環境の変化として、環境変化に関するアンケート結果では、「良くなった」、「やや良くなった」と回答した人の割合が約43%でしたが、「悪くなった」、「やや悪くなった」と回答した人の約1%大きく上回っています。

次に、まとめの項目です。改善措置の必要性について、認知度に関するアンケート結果では、「事業が行われたことは知っている」と回答した人の割合が約76%で、ほとんどの地域の住民が認知していました。また改善点に関するアンケート結果では、「改善点がない」と回答した人の割合が約34%で、「改善点がある」の約6%を大きく上回っております。なお、改善点があると回答した人から側溝の泥上げや排水等の改善の意見があったことから、林道管理者が地元住民の意見を聞きながら維持管理に努める必要があると考えています。

次に、再度の事業評価の必要性についてです。事業効果の発現状況のとおり、全体として事業目的は概ね達成されており、再度の事業評価は必要ないものと考えています。

今後に向けた留意点は、同種事業の計画・調査の在り方については、林道施設整備による効果が充分発現されており、地域住民も効果を認知していただいていることから、同種事業についても同様に、木材生産等の効率化と自然環境に配慮した調査を行い、事業計画を策定する必要があると考えます。事業評価手法の見直しについては、当該事業は、林野公共事業における事前評価マニュアルに基づき、費用及び便益を算定しており、事業評価手法の見直しは必要ないと考えています。同種事業の内容手法等の在り方については、アンケート結果では、「連絡道（支線）の設置」に対する意見が多くあったことから、同種事業の計画にあたり地域住民との意見交換を行い、事業計画内容の認知度を高め、利便性のある事業を実施する必要があると考えています。

特記事項はございません。

次のページをお開きください。今回実施したアンケート結果でございます。1 / 4 ページ

から4／4ページになっております。アンケートの対象は林道上十川大川原線の周辺集落、長坂、大川原、黒森の3地区、全世帯190戸を対象としており、回収率は約60％となっています。アンケートの詳細については時間の関係で省略させていただきます。

アンケート結果の次には、事業整備前と事業整備後の状況写真が1／3ページから3／3ページまでとなっております。状況写真の後には、今回の費用対効果分析の説明資料となっております。

それから最後になりますが、補足説明資料2ページ目の3の事業目的の達成度についてです。これまでの説明により、森林整備及び木材生産等に係る事業の効果は、ほぼ達成されたと考えておりますが、山村地域の定住促進については、当該林道周辺の集落の人口が、平成9年度から平成29年度にかけて約28％減少しており、黒石市全体の減少率約18％に比べても人口減少率が高く、残念ながら林道整備による山村地域の定住促進は図られたとは言えない結果になっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

(阿波委員長)

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの林政課からのご説明に際しまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

(山端委員)

先程のアンケートの中で、知らない人も多いということでPRをこれからするということと、移管はすでに黒石市に移られているということでしたが、せっかく造ったのだから黒石市と県との意見交換のような場面というのはどのくらいあるのでしょうか。

(林政課)

質問にお答えします。完成してから今日まで意見交換をしているかというお話でよろしいでしょうか。

(山端委員)

はい。

(林政課)

特別そういう場面は設けておりません。ただ、林道の維持管理は、黒石市に移管されておられ、小規模な崩壊や大雨が降った時の被災とか、そういう時の維持管理の対応等について、黒石市が事業主体となって実施する、例えば国庫補助事業とか県単事業で補修する場合などの相談は常に受けている状況です。

(阿波委員長)

はい。その他ございませんでしょうか。

この道路は冬期は閉鎖されるのですか、冬期間も通れるのですか。

(林政課)

冬期は閉鎖しております。

(阿波委員長)

その冬期間というのは林業関係の事業者さんがそこへ入るということはないのですね。

(林政課)

そうですね、今のところはございません。

(阿波委員長)

今回のアンケートなのですが、アンケート配布した方々が必ずしも林業に従事される方だけでなく、通常地域に住まわれている一般住民の方にもアンケートをとられたのではないかと思います。そういった場合にあくまでも林業振興が事業利用目的じゃないかと思えますので、その辺、アンケートの取扱いというものはどのように考えていらっしゃるのか、少し教えていただきたいのですが。

(林政課)

あくまでも林道事業であり、この1, 271 haの森林整備を目的にしておりますが、今回のアンケートを取るにあたって、先程も説明しましたが、例えば、自分の山があるが、それがどこにあるのか分からない方が結構います。今回のアンケートで、そういう森林所有者なのか全然関係ないのかを区分せず、とにかくこの周辺にある集落3つの地区を全て対象に実施しており、おそらく先程言った7%の方が本当に森林に携わっている方だと認識しています。その他の方は、道路として、ちょうど舗装道路があることから、短縮する道路としてレジャーとか山菜採りに利用するというイメージの方が多かったのかなと考えています。

ただ、先程言いましたが森林組合とか林業事業体の方は、当然森林整備のためにこの林道を通ったことで活性化が図られているというのは事実です。

(阿波委員長)

この地区で林業に従事されている方というのはどのくらいいるんですか。

(林政課)

この地区だけの人数は把握していませんけれども、県全体の従事者は、統計からいきますと、昭和60年に約5,300人いました。平成27年の調査では1,700人ぐらいまで減っております。これは一応国勢調査のデータですけれども、そういうデータがございます。

(阿波委員長)

そうした場合、こういう調査をどういうふうこれから評価していったらいいのか、すごく悩ましいと、工夫が必要かなと思って聞かせていただいたのですが。その林業の事業体あるいはその森林組合にヒアリングとかアンケートとか、そういうものは考えられないんですか。

(林政課)

今回、森林組合、林業事業体へのアンケートをやらなかったのも、これをまとめるにあたって、そこは良くなかったかなと思っています。

(阿波委員長)

直接の受益者になると思いますので、そのへんを考慮していただくと良かったと思います。

(林政課)

次回の時は、ぜひ行います。

(丹治委員)

基本的なことが多分理解出来ていないのではないかと思います。

資料の1、資料の一番上のところで、木材生産便益というのは20年も30年も変わってないのですけれども、今道路の話しをされたのですけれども、林道というよりも道路なので、切り出した木材を使用することによって便益が発生するのだと私は思っていたのですけれども、そうするとこの数字がよくわからなくなってきた、この木材生産便益とはどういう意味があるのかちょっと教えていただけたらありがたいのですが。切り出しということは考えてないのでしょうか。

(林政課)

便益を出すときは、その蓄積とか、木の林齢とか、そういうのを表に入れて計算するものですから、切り出しの方はこの中に入ってきていなかったと思っています。



(丹治委員)

そうしますと、そもそもこのB/Cというのは費用便益的な考え方は木材には全然入ってなくて、アンケートの方で答えていただいたのは利用した方の便益を考えているので、これをマッチングするのは無理だという気もするのですが。

つまり対象が林家かそうじゃないか以前に、便益の発生に対する基本的な考え方が、一般道路でも他のものでも使った時点で便益が発生するので、それをフローにかけるというかたちでストックにはかけないのですが、ここはストックにかけているという理解になるわけですか。

(林政課)

そうなりますね。

(丹治委員)

はい。わかりました。ありがとうございます。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様からご質問等、よろしいでしょうか。

それでは質問がないようでございますので、次の事後評価の説明に入ります。続きまして漁港漁場整備課からお願いいたします。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課の山本です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

見出しの事後評価30-2をお開きください。様式4の評価調書からになります。委員からの質問事項につきましては、説明のあとで回答したいと思います。

それでは説明に入ります。事業の概要です。事業種別は漁港海岸事業、事業名は海岸保全施設整備事業の高潮対策事業、場所は鱈ヶ沢漁港です。事業主体、管理主体は県で、事業方法は国庫補助事業と交付金です。財源負担分は国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性ですが、鱈ヶ沢漁港海岸は日本海に面した鱈ヶ沢町に位置し、海岸背後の国道101号沿いには人家が密集しているほか、はまなす公園、日本海拠点館などの公共施設が立地する地域であり、護岸と離岸堤が整備されていますが、度重なる波浪などにより、台風の通過時には越波浸水による被害が発生している状況でありました。このことから、既設の護岸及び離岸堤を改良し越波浸水被害の防止を図ることを目的としました。

主な事業内容は護岸の改良1,080m、潜堤430mです。

想定した事業効果は浸水防護効果として、護岸の改良及び潜堤の整備により、波浪などに伴う想定浸水区域内の家屋、事業所などの一般資産や公共土木施設などの被害が軽減される効果です。

事業の実施経過は、事業着手が平成13年度、事業完了が平成25年度です。公共事業評価の実施時期は、事前評価を平成13年度、再評価を平成22年度に行っており、この間、平成19年度に東側工区の越波浸水被害の防止を図るため、潜堤430mを追加する計画変更を行っております。

事業費は平成19年度の第1回計画変更時の20億7,000万円に対し、最終実績が20億2,000万円となっております。

特記事項として、当初計画時は西側工区の護岸の改良のみでしたが、平成18年度東側工区において、越波による護岸などの破損被害が発生したことから、平成19年度に潜堤を追加しました。このことから、事業期間が5年延長し、総事業費も増加しました。また、平成22年度には再評価を実施していますが、対応方針は継続とされ附帯意見は付きませんでした。

次のページをお開きください。事業完了後の状況です。社会経済情勢等の変化は、現在、海岸保全施設について予防保全の観点に立った施設の適切な維持管理を図るため、平成26年度から施設の老朽化調査を実施し、長寿命化計画の策定を進めているとともに、水門・陸閘などの安全かつ確実な操作態勢を確立するため、平成28年度に青森県海岸陸閘操作規則を定め、適正な操作と効率的な管理運営体制の構築を進めております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化は、浸水防護効果の算定単価であります、家屋1㎡あたりの評価額が平成22年度の再評価時点に比べて、1㎡あたり13万3,100円から18万1,500円に増加しております。

ここで、南委員からの家屋1㎡あたりの評価額が増加している要因についてのご質問に対して、説明させていただきます。資料5の2ページをお開きください。2ページの下側になります。回答としましては、浸水防護便益の算定単価となる家屋1㎡あたりの評価額は、平成30年2月改正の治水経済調査マニュアルによる青森県の平成29年の評価額の数字を採用しているものです。その評価額は国土交通省の建築動態統計調査の木造・非木造建築㎡あたり建築費用を基に算出していることから、今般の建築費用が増加したことによって、評価額も増加したものと思われまます。

調書に戻りまして、続きまして事業効果の発現状況については、上の方から浸水防護効果として、護岸の改良や潜堤の整備により、波浪などに伴う想定浸水区域内の浸水から一般資産、公共土木施設などの被害が軽減されました。必要度に関するアンケート結果では、鱈ヶ沢漁港海岸整備事業の必要性について、必要、概ね必要であったと回答した人の割合は80％となっております。達成度に関するアンケート結果では、護岸や潜堤が整備されたことにより、高潮や波浪に対して越波による人家などの浸水被害を防止する事業目的について、達成、概ね達成されたと回答した人の割合は70％となっております。

その他の効果に関するアンケート結果では、当初の事業目的に掲げたもの以外の事業効果について、効果があったと回答した人の割合は35％となっており、効果はなかったの8％を上回っています。具体的な意見としては、「散歩コースが増えた」や「町がきれいに

なった」などがありました。

参考として費用便益比の表を添付していますが、B/Cは再評価時の8.96から10.22に増加しております。

その下の事業により整備された施設の管理状況は、本事業で整備した施設は海岸管理者である県が維持管理を行い、定期的に巡回し状況を確認しており、現在までに施設の損傷は生じていません。また、管理状況に関するアンケート結果では、適切、概ね適切と回答した人の割合は66%となっております。

次のページをお開きください。事業実施による環境の変化は環境影響への配慮として、工事の施工にあたっては、ハタハタの漁期と重ならないように調整したほか、海中工事の際、海水の濁りなどが広範囲に広がるのを防止するため、汚濁防止膜等を使用し水質の汚濁防止に努めました。また、完成後の潜堤では海藻類が繁茂し、藻場の形成が図られております。

また、環境変化に関するアンケート結果では、「良くなった」、「やや良くなった」と回答した人の割合は49%となっており、「やや悪くなった」、「悪くなった」の11%を大きく上回りました。

まとめとして、改善措置の必要性は、事業の認知度に関するアンケート結果では、「知っている」と回答した人の割合が74%となっており、ほとんどの地域住民が鱒ヶ沢漁港海岸の整備事業の内容や目的を知っていました。改善点に関するアンケート結果では、「改善点がある」と回答した人の割合が18%となっており、「改善点はない」の23%を下回っています。

具体的な意見としては、「護岸の高さを更に高くして欲しい」などの改善に関するものであり、今後は公共事業で整備可能な設計波の考え方等について、地域住民への説明と理解を得る必要があると考えております。

次に、再度の事後評価の必要性について、これについては先程の改善措置について、今後、状況を確認し、適切に対応をしていく必要はありますが、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は概ね達成されており、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点についてですが、まず、同種事業の計画調査の在り方については、海岸保全施設整備による効果が十分発現しており、地域住民も効果を認識していただいていることから、これまでと同様に事業計画を策定する必要があるものと考えます。

事業評価の手法の見直しについては、本事業は水産庁による農林水産省及び国土交通省による海岸事業の費用便益分析指針により適切に便益費用を算出し評価していることから、事業評価手法の見直しは必要ないと考えます。

同種事業の内容手法等の在り方については、アンケートでは護岸の高さを更に高くして欲しいなどの意見があることから、改善措置の必要性のところでも触れましたとおり、地域住民に対して事業内容や完成後の姿を積極的に説明し、理解を得ながら事業を実施する必要があると考えています。

次のページをお開きください。別紙1ページの事後評価のアンケート結果になります。アンケート対象は当事業の直接的な受益者である想定浸水区域内の家屋の住民及び事業所の447戸を調査対象とし、回収率は約31%となっています。詳細につきましては、時間の関係から省略いたします。4ページが現状の写真、5ページが整備前と整備後の状況写真です。6ページが今回の費用対効果分析の説明資料となっております。

以上で説明を終わります。

(阿波委員長)

ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、ご意見やご質問があればお願いいたします。

(南委員)

2つほどご確認します。まず1つは、東側工区を平成19年に追加したのですが、18年以降に大きな高波とかはこの地域に発生していないのでしょうか。この工事が検出出来るような事例というのはなかったのか、これがあつたために波を抑えられたとかそういう意見はなかったのかというのが1つ目です。それから完成した後の管理者の県が定期的に巡視しているというのは、定期的というのは例えば月1とか1年に2回とか、あるいは台風後とか、どのような間隔でされているのでしょうか。

(漁港漁場整備課)

回答いたします。まず1点目の東側工区の整備後の被災状況ということですが、整備が終わってから特に波を被ったとか浸水して被害が出たという報告は受けておりません。

(南委員)

いえ、そうではなくて、平成18年に工事が終わり、12年間の間で同じ様な波がこの場所で発生したことはないかということです。

(漁港漁場整備課)

課長代理の竹内と申します。

通常の激浪については毎年のように当然発生しております。当然、潜堤を設けた後は、前と違って激しい越波はなくなりました。若干しぶきは残っておりますけれども、しぶきが残っていることについては、アンケート結果からも、もっと高くして欲しいというような意見もございます。公共事業の整備基準といたしましても、ある程度の高さまでとなっておりますので、その辺はご説明をしていきたいと思っております。通常の波浪のように毎年襲来しているものに対しては十分に効果があつたというふうに考えております。

(漁港漁場整備課)

もう1つの県の維持管理状況ですけれど、出先の事務所が定期的に月1回巡回調査しているものと、あと台風とか低気圧の波が荒い時は、その後、調査して破損状況とか調べております。

(阿波委員長)

その他、ご意見、ご質問をどうぞお願いします。

(山端委員)

すみません。過去をちょっとさかのぼると日本海地震があったわけですけれど。津波とか今は何十年に1回とかという災害も常に起きているわけで、河川だけではなくて。そのものの数字というのはいろいろな先生方から、例えば、データの的に聞かれて工事を今までできてきているとは思いますが、今、更にご意見を拝聴するというこの考え方は持っているのでしょうか。

(漁港漁場整備課)

専門的な立場でのご意見を伺っているかどうかということでしょうか？

(山端委員)

専門というか、要は、今はこれで終わりだよというふうなもので、地域の方々が何軒か、もっと高くして欲しいとか言っているということなのですけれど、結果的には今の環境よりもっと酷いものが来るといような想定があるのか、そこら辺ですよ。

(漁港漁場整備課)

先程、質問の中に津波等の話がありましたが、津波に関しましては、施設としては、これ以上の防護効果を上げるのではなくて、津波時は避難をするということでございます。後は通常の波浪についての対策でございますけれども、だいたい漁港の海岸でいけば今後10年から20年の間に自然界の波のデータから、概ねこの辺に来る波はどれぐらいになるという、波の設計波についての見直しをしてございますので、その状況においてまたその大きな変動があれば、当然嵩上げ等の改良の計画を、その時点で検討していくということになります。

(阿波委員長)

その他、いかがでしょうか。

(丹治委員)

南委員の回答書が5ページにあるんですけれども、ちょっと気になるので確認させてください。

これで見ると、家屋の評価額は建築の費用で見ると、それから減価償却はしていないみたいに見えてしまうのですけれど、すでに建っている家で、昔建ててあった家は今建てている建設費とは別で昔の建設費になりますし、時間が経てば通常減価償却を考えるとと思うのですけれど、一切見ないで全て今年の建築費用で推定すると、すごい過大推定になってしまうように思えるのですけれど、その辺は考慮していないように読めてしまうのですけれど、そういう理解でよろしいでしょうか。

(漁港漁場整備課)

お答えします。減価償却費は、参考にしていきます資料には含まれておりません。

(丹治委員)

もう1点、建築時点はいつかというのも、全ての家が今年建てたのではなくて、当然9割ぐらいの家は昔建てた家になると思うのですけれど、そういうことも一切考慮しなくてよろしいのでしょうか。

(漁港漁場整備課)

おっしゃるとおりでございます、特に家屋のいつ建てたとか、そういうので差を付ける方法ではありませんので、一律な単価で計算することにしています。

(丹治委員)

ありがとうございます。

(阿波委員長)

その他ご質問ございますか。よろしいですか。

それでは一通りご質問が終わりましたので、全体をとおしてでもかまいませんが、事後評価3件につきまして、改めてご質問、ご発言がございましたらお願いいたします。

(意見等なし)

それではご質問がないようでございますので、以上で事後評価3件に関する質問を終了いたしました。

ここで10分休憩時間を取りたいと思います。

<休憩>

(阿波委員長)

続いて議事の(4)「事後評価に関する意見書のとりまとめ」です。それでは、資料6をご覧ください。

2枚目が目次、3枚目が1ページ目として、今年度の事後評価対象3事業の選定理由、県の評価結果の概要、そして「個別事業に係る委員会意見」を右側の口の中に記載することになりますので、どうぞご記入をお願いいたします。

先ほどの調書の中でまとめのところから抜粋してきた内容について、概要という形で記載されております。1番目が林政課、2番目が漁港漁場整備課、3番目が道路課の事業となっております。めくっていただきまして最後のページでございますが、そちらの方には再評価と同様に委員会の名簿とこれまでのこの委員会の審議の経過について記載しているものがございます。

それではただ今の審議を踏まえまして委員会意見の必要等について、皆さん方からご意見がありましたらお願いいたします。

先ほどの林政課の事業の中で、事業評価のやり方について、少しアンケートの対策等工夫が必要ではないかなと思われるような部分もございました。そのようなことから、事業評価の中でその事業目的がより適切に把握できるように評価手法について検討をしていくことも必要ではないかなと思っておりますが、その辺につきましては個別の案件というよりは全体的な評価のあり方に関わる部分でございますので、議事録に記録させていただいて、また別のところでご議論をいただければと思っております。

(丹治委員)

この地区だけではなくて全般的な位置付けを確認させていただきたいんですけれども。

3つあって、そのうちの2つの地区は事業評価の見直しの必要はないとか再評価する必要はないという答えが入っているんですけれども、この終わった事業の評価が、その事業がいかどうかということよりも、先行地区であるから今、走っている事業がこれからどういう問題を抱えていくかということ抽出するという視点であれば、必ずしもB/Cがうまくいっているから追跡調査をしなくてもいいという位置付けにしているものですから、この扱いを委員長の方から整理していただけたらありがたいかなと思います。

(阿波委員長)

結局、先ほど私も話をしたように、事後評価って何を評価するのかというところのやり方について、まだまだ議論が深まっていないのかなと思っております。そこで、この委員会、あるいは県と我々委員と議論を深めて意見交換をする場があってもいいのではないのかなと思っておりますので、その辺はある個別の事業という話ではなくて、もう少し事後評価の考え方、あるいはまた何のためにやるのかということについて別のテーブルを用意させていただいて、その中で次年度に向けて課題の整理と、そして方向性について検討できるとい

いのではないかなと思っておりますので、ここは、今年度は県でそのように評価されたというところでございますので、それを踏まえてお願いいたします。

(丹治委員)

3つ見てちょっと気になったところがあって、事業効果の発現状況等というところで、一番最初のフォレスト・コミュニティのところでは、中段で「同種事業についてと同様にこれからも事業計画を策定する」というのは、次年度計画を策定するのは「同種事業についての」と明示されているのですけれども、何かあとの2つは、そこがモヤモヤとしているのですけれども。これは同じように「同種事業」というのが入っているというふうに読んでよろしいんですね。

(阿波委員長)

私も、そのようでもいいのかなと。この事後評価自体がそもそも今後、同種事業が発生して来た場合に、それに対して参考、必要性について参考とするものと認識しておりますので、それはよろしいですね。その他の2つの事業についても今後の同種事業という趣旨の認識でよろしいかと思えます。

いかがでしょうか、委員の先生方から、皆様方からご発言を、委員会意見についてご発言はございますか。事後評価についてもここ何年か、いろいろ課題があるという状況でございますので、このあたりについて議事録に記載させていただいて、今後の対策に向けてということだと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。この県の評価結果の内容に対しまして異論はないということで、特にコメントは付けないということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは最後、再評価の意見書と同様に、委員の皆様には最終形の意見書をお送りいたします。ご確認をいただいた上で準備が整い次第、私と委員長の職務代理者でございます大橋委員と2人で知事に提出したいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして議事の5でございます。来年度の事後評価対象事業の選定に入ります。まずは選定の考え方について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは事務局から説明いたします。用います資料は、本日クリップとめで差替え資料としえ配布させていただいた資料を用いてご説明させていただきます。

まず「平成26年度完了事業一覧」をご覧ください。

平成26年度完了事業、つまり事業完了後5年目の事業となる事業は、ここに記載している44の事業になります。このうち、資料の右肩部分に記載している事後評価を実施事業する際の選定基準に合致する部分が濃い青色の部分になります。なお、再評価時に附帯意見を付された箇所は全て対象となりますが、平成26年度完了事業におきましては該当する事



業がございません。

それ以外の選定基準といたしましては、再評価を実施したもの、事業費や事業期間について計画と実績の差が大きいもの、その他の理由があるもの、例えば、事業費が大きく、同種事業のモデルとなるような事業というのが選定の基準としてございます。

こうした選定の基準に数多く該当する事業がある場合は、各課2事業までとしておりますので、各課が最終的に選定候補としたものは薄い青色の着色をしている行でございます。この薄い青色を着色した事業を一覧表にまとめたものが、別の資料、様式6となっておりますけれども、平成31年度選定候補一覧という1枚ものの紙でございます。こちらにはそうした基準で選んだ事業、10の事業が掲載されているということでございまして、本日はこの10の事業につきまして一つひとつ、調書を確認させていただきながら来年度の事後評価の案件を選定していただくという流れになっております。

この選定候補一覧の次のページから個別事業の選定候補一覧の調書、1事業、1枚ずつという作りになっておりますので、これは各課の方から説明していただくことになっております。

以上でございます。

(阿波委員長)

それでは担当課から順番に説明をお願いいたします。

(林政課)

林政課です。座って説明をいたします。

選定調書の整理番号H30-6、6番から説明いたします。林政課は2つの箇所が候補にあがっております。まず事業種別です。治山事業です。事業名は予防治山事業、箇所名は東通村の牛巻地区です。事業主体及び管理主体は青森県となっております。事業方法は農山村整備地域交付金です。財源区分は国が50、県が50です。

事業の背景及び必要性です。当該地区は山腹斜面の露岩の風化が進み、崩壊した土石が下部の落石防護柵に堆積している状況となっており、今後の豪雨や地震等により山腹斜面の拡大崩壊が進んだ場合、斜面下部の人家や道路に被害を与える恐れが高いことから、東通村及び地域住民からは事業実施の要望が出されておりました。

主な事業内容は崩壊斜面を安定させる山腹工、0.12haです。主に法枠工、土留め工、落石防護柵工を実施しています。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、山腹工の整備により斜面の土砂崩壊、落石等の防止等の軽減が図られることによる山地保全の効果です。

事業の実施経過は、事業着手及び工事着手が平成23年度、事業完了が平成26年度です。

公共事業評価の実施時期は、事前評価を平成22年に実施しており、当初計画は平成23年度から25年度までの実施期間で総事業費が5,200万円となっております。再評価はな

く、最終実績は事業期間が平成26年度までで、最終総事業費が8,200万円となっています。

計画変更及び特記事項はございません。

続きまして、選定調書2ページ目をご覧ください。整理番号7番です。

事業種別は治山事業、事業名は予防治山事業、箇所名は佐井村の古佐井川目地区です。事業主体及び管理主体は青森県です。事業方法は農山村整備地域整備交付金です。財源・負担区分は、国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性は、当該地区は昭和56年に治山ダムを1基実施していますが、既に満砂状態となっており、下流部は整備されていないため、大雨のたびに洪水等の被害を引き起こしていたことから、佐井村及び地域住民から、事業実施の強い要望が出されていました。

主な事業内容は、水路を規制するための流路工、212mです。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、溪間工、流路工の整備により水の乱流等の防止・軽減が図られることによる山地保全の効果です。

事業の実施経過は、事業着手及び工事着手が平成23年度、事業完了が平成26年度です。

公共事業評価の実施時期は、事前評価を平成22年度に実施しており、当初計画は平成23年度から25年度までの実施期間で総事業費8,200万円となっています。再評価はなく、最終実績は事業期間が平成26年度まで、最終総事業費が1億1,200万円となっています。

計画変更及び特記事項はございません。

以上で林政課の説明を終わります。

#### (農村整備課)

農村整備課の坂上です。よろしく申し上げます。

それでは引き続き、座って説明をいたします。整理番号H30-10番についてご説明申しあげます。

事業種別は農業農村整備事業、事業名はかんがい排水事業、箇所名等は、鶴田町、板柳町の大放水地区です。

事業主体は青森県、管理主体は津軽平川土地改良区です。事業の方法は国庫補助事業で、財源・負担区分は国が50%、県が35%、市町村10%、その他農家負担5%となっております。

次に事業の背景・必要性ですが、本地区の水路は昭和48年から平成2年にかけて整備されましたが、厳しい風雪や凍結、融解の繰り返しにより施設の老朽化が著しく、非常に危険な状況になっていたことや、水路底への土砂堆積による維持管理の増加に苦慮していたということで、本当該水路を再整備することにより農業の経営安定と維持管理費の低減を図ることを目的として事業を実施しております。

本地区の主な事業内容は、排水路約5kmを整備したものです。

想定した効果としては、単収の増加や水害防止による作物生産効果、それから営農体系の変化等による営農経費節減効果、また農業用施設被害の防止による災害防止効果をみております。

事業の経過については、事業着手は平成21年度、事業の完了は平成26年度となっております。

最終事業の実績ですが、総事業費は7億3,800万円となっており、当初の計画の総事業費より3億9,300万円減額となっております。この事業費減となった要因は、事業実施の際に既設の水路を最大限活用するなど、コスト縮減に努めた結果によるものです。

事業完了時の状況は、事業概要図に添付した右側の写真のとおりとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(農村整備課)

農村整備課の太田と申します。座って説明をいたします。

整理番号のH-30-18をご覧ください。事業種別は農業農村整備事業、事業名は通作条件整備事業、箇所名はおいらせ町の東部おいらせ地区です。事業主体は青森県、管理主体はおいらせ町となっております。事業方法は交付金事業となっております。財源・負担区分は国50%、県38.3%、町11.7%となっております。

次に事業の背景・必要性ですが、本路線は昭和56年から平成12年に東部上北地区広域営農団地農道整備事業で整備された路線で、東北縦貫自動車道八戸線に接続し、東京等、大消費地への農産物を輸送する流通幹線道路として、地域農業の振興に中心的な役割を果たしています。こうした中、局部的に路面の劣化や亀甲状クラックが見られるようになったため、おいらせ町では定期的に見回りを行って、幾度となく補修を行ってきましたが、かさむ維持費に大変苦慮していました。そこで、路線全体を対象として路盤改良を行うことと、舗装の劣化・損傷を事前に防止・抑制し、農道本来の機能を回復・保全するために実施したものです。

主な事業内容としては、路面の破損状況や交通量調査を行う点検診断7,254m、路面改良、同じく7,254m、幅員、路肩も含め6.5mとなっております。

想定した事業効果は、走行経費節減効果、品質向上効果、一般交通等経費節減効果となっております。

事業の実施経過ですが、事業着手、工事着手が平成21年度、事業完了が平成26年度となっております。当初計画時は平成21年度から平成24年度の実施予定で、総事業費6億円でしたが、計画変更では事業完了を平成26年度まで延期し、総事業費も9億600万円、最終実績では9億3,400万円となっております。計画変更では、当初、広域農道で整備した時はⅢ交通であったものがⅣ交通にアップしたため、舗装構成を見直しております。その原因としては、配合飼料の生産量が増加する八戸飼料コンビナートからの輸送経路となっていることや、農道周辺に畜舎や野菜の洗浄、選別施設など、農業用施設が新たに建設、

運用開始されたことにより、大型車の交通量が増えたことなどが考えられます。

事業概要につきましては、添付図、添付写真のとおりです。以上で説明を終わらせていただきます。

#### (漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課です。座って説明させていただきます。

資料の30-30をお開きください。事業種別は水産基盤整備事業、事業名は水産生産基盤整備事業、箇所名は岩崎地区です。事業主体、管理主体は県で、事業方法は国庫補助事業です。財源・負担区分は国が50%、県が40%、深浦町が10%です。

事業の背景・必要性ですが、本地区は、低気圧や台風による波浪により港内の静穏度が非常に悪く、また、慢性的な係船岸不足や漁港施設用地が不足しているため、陸揚作業や準備作業などに長時間要する効率性が低い漁業形態となっていました。このような状況を改善するため、外郭施設、係留施設、用地及び道路を整備し、漁業活動の安全性の向上、効率化、軽労化を推進するとともに、水産物の安定供給と水産業の維持、振興を図ることを目的としました。

主な事業内容は、外郭施設4施設599m、水域施設が3施設22,700㎡、係留施設が2施設、あと輸送施設、漁港施設用地となっております。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果として、防波堤などの整備により港内静穏度が向上し、漁船同士の接触等が解消され漁船の耐用年数が延長するほか、漁船の見回り点検作業が軽減される効果。護岸整備により、荒天時における漁具の流出・損傷被害が軽減される効果。岸壁などの整備により、陸揚・出漁作業のための待ち時間が短縮される効果。用地の整備により、民地への漁具の運搬作業が解消され、漁具運搬経費が軽減される効果です。また漁獲機会の増大効果として、防波堤などの整備により港口部の静穏度が向上し、出漁日数や操業時間が増加する効果です。

事業の実施経過は、事業着手が平成14年、事業完了が平成26年です。この間、平成17年度と平成21年度に、事業効果を高めるため外郭施設などの整備を追加する計画変更を行っております。実績事業費が28億9,400万円となりました。

特記事項として、平成18年度と平成23年度に再評価を実施しておりますが、それぞれ対応方針は継続とされ、附帯意見は付されません。

岩崎地区の説明は以上となります。

続きまして資料30-32をお開きください。事業種別は水産基盤整備事業、事業名は水産流通基盤整備事業、箇所名は北金ヶ沢地区です。事業主体、管理主体は県で、事業方法は国庫補助事業です。財源・負担区分は国が50%、県が40%、深浦町が10%です。

事業の背景・必要性ですが、本地区は、集落内の主要な道路が狭隘で曲がりくねっていることから、漁獲物の輸送に支障となっているほか、慢性的な係船岸不足や漁港施設用地が不足しているため、陸揚作業や準備作業などに長時間要する効率性の低い漁業形態となって

いました。また、荷さばき所前面の岸壁では、夏季の日射や降雨、厳冬期の風雪に晒される野天での魚の網外し、選別が行われており、漁獲物の鮮度低下及び過酷な環境下での作業を強いられている状況となっていました。このような状況を改善するため、外郭施設、係留施設、輸送施設など生産基盤を整備し、漁業活動の効率化、軽労化を推進するとともに、水産物の安定供給と水産業の維持、振興を図ることを目的としました。

主な事業内容は、外郭施設が2施設164m、係留施設が3施設270m、その他に輸送施設、漁港施設用地となっております。

想定した事業効果は、水産物生産コストの削減効果として、岸壁などの整備により、陸揚・準備作業時間が短縮される効果。用地の整備により、漁具の運搬、修理作業時間が短縮される効果。船揚場の新設により、本漁港での修理が可能となったため、移動経費などが削減される効果。道路の整備により、漁獲物の運搬経費が削減される効果です。また、漁獲物付加価値化の効果として、岸壁屋根の設置により、直射日光や降雨などを遮り、漁獲物の鮮度が維持される効果です。

事業の実施経過は、事業着手が平成14年度、事業完了が平成26年度です。実績事業費が25億9,500万円となっております。

特記事項として、平成18年度と平成23年度に再評価を実施しておりますが、それぞれ対応方針は継続とされ、附帯意見は付されませんでした。

北金ヶ沢地区の説明は以上となります。

#### (道路課)

道路課です。座って説明をさせていただきます。

整理番号H30-36をお願いします。事業種別、道路改築事業、事業名、国道改築事業、箇所名は国道454号 豊間内バイパスです。事業主体、管理主体とも県で、事業方法は交付金により行い、国65%、県35%の負担となっております。

事業の背景・必要性ですが、一般国道454号豊間内バイパスは八戸市大字豊崎を起点とし、五戸町大字豊間内へ至る延長約3,300mのバイパス道路であり、各種交通結節点を連結し、津波災害時の避難路と位置づけられています。当該工区の整備により幅員狭小、線形不良、歩道未整備の隘路区間への流入交通量が減少し、歩行者の安全確保と走行快適性の向上を図ることを目的としております。

主な事業内容ですが、全体延長は約3,300mの2車線の道路で、車道幅員は6.5m、路肩を含む全幅で9.5mで施工いたしました。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、走行時間短縮、走行費用減少、交通事故減少、冬期間の走行速度向上、防災機能の強化としております。その他の効果として地域間交流の促進、産業・観光分野の発展を支援、歩行者の安全確保としております。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成19年度、用地及び工事着手は平成20年度、事業完了は平成26年度で、総事業費は約17億円となっております。

特記事項はございません。

次のページのH30-37をお願いします。事業種別は道路改築事業、事業名は県道改築事業、箇所名は酸ヶ湯黒石線 高館工区です。事業主体、管理主体とも県となっており、事業方法は交付金で、国が65%、県が35%の負担となっております。

事業の背景・必要性ですが、一般県道酸ヶ湯黒石線は、青森市酸ヶ湯を起点とし、黒石市上十川に至る道路でございます。本路線は走行条件の厳しい山岳道路であり、沿線に集落が点在し地域住民の唯一のライフラインであることから、安全で円滑な交通確保が求められておりました。当該工区は幅員狭小、急勾配、急カーブが連続し、冬期交通の難所となっている区間の解消のため、バイパス事業を実施いたしました。

主な事業内容は、全体延長、1,130m、片側1車線の車道幅員が5.5m、全幅が7mで施工いたしました。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として走行時間短縮、走行費用減少、交通事故減少、冬期間の走行速度向上、防災機能の強化としております。その他の効果として、地域間交流の促進、走行快適性の向上、歩行者の安全確保としております。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成13年度、用地着手は平成14年度、工事着手は平成18年度、事業完了は平成26年度で、総事業費は約5億5,000万円となっております。

特記事項ですが、平成22年度に再評価を行っておりますが、対応方針は継続、個別の附帯意見はございませんでした。

以上です。

(都市計画課)

都市計画課、佐藤と申します。座って説明させていただきます。

整理番号H30-43について説明します。事業種別は街路事業、事業名は道路改築事業、事業箇所は3・3・8号白銀市川環状線、中居林工区、事業主体及び管理主体は青森県です。事業方法は交付金事業です。財源・負担区分については国が65%、県が20%、八戸市が15%です。

事業の背景・必要性ですが、3・3・8号白銀市川環状線は八戸市の外環状道路を形成しており、重要港湾八戸港から東北縦貫自動車道八戸IC、東北新幹線八戸駅、桔梗野工業団地を経由して臨海工業団地に至る幹線道路であり、沿線には市民病院や新興住宅地があることから、交通混雑が著しい状況となっております。このため、本路線を整備し、市内中心部への通過交通を分散することで、都市内交通の円滑化及び交通・物流拠点へのアクセスの向上を図り、八戸圏域の産業活性化や市民生活の利便性向上を目的として事業着手しております。

次に主な事業内容ですが、施行延長が602m、全幅25mの両側歩道を有する4車線道路です。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果は走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少、冬期間の走行速度向上です。

その他の効果は、地域間交流の促進、八戸港と八戸 I C 間のアクセス向上による港湾活性化や水産品の競争力強化などです。

事業の実施経過ですが、平成 15 年度に事業を着手し、平成 17 年度に用地着手、工事着手は平成 24 年度になっております。平成 26 年度に 4 車線で完成供用をしております。

事業期間、総事業費については、当初計画時には平成 15 年度から平成 22 年度までの事業期間で総事業費約 42 億円と見込んでおりましたが、2 度の計画変更により事業終了年度は 5 年延長されて平成 27 年度、事業費は約 24 億円に変更されました。最終実績としては、平成 26 年度完了、事業費については 24 億 8,200 万円となっております。

特記事項としましては、当初計画時に比べて事業期間が伸びたのは用地買収の難航によるものです。また、事業費が大幅に減少したのは事業実施段階の用地費及び補償費の精査の結果となっております。

説明は以上です。

(都市計画課)

引き続き都市計画課でございます。整理番号 H30-44 となります。

事業種別は下水道事業、事業名は岩木川流域下水道事業です。事業主体、管理主体とも青森県です。

事業の背景・必要性ですが、岩木川流域の都市化現象により、排出される下水水量が増大したため、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため下水道整備を行うこととしました。整備手法は市町村単独で処理場を建設するより広域的に整備する方が経済的に有利であることから、流域下水道事業で整備したものであります。

主な事業内容は、汚水処理区域面積 7,934 ha、汚水処理人口 19 万 7,100 人、汚水管渠延長 51.42 km であります。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として生活環境の改善、その他の効果として公共用水域の水質保全であります。

事業の実施経過ですが、昭和 54 年度に事業着手し、平成 26 年度完了しております。公共事業評価の実施時期ですが、再評価を平成 10 年、20 年、25 年度に実施しており、いずれも継続となっております。

総事業費についてですが、当初計画時は 300 億円で対象市町村が弘前市・黒石市・藤崎町・平川市（旧尾上町と旧平賀町）・田舎館村として、平成 7 年度完了予定としておりました。その後、平成 2 年度の第 2 回変更において、青森市（旧浪岡町）・板柳町・弘前市（旧岩木町）・藤崎町（旧常盤村）・大鰐町を追加し、その後、各市町村で区域の拡大をしまして、平成 23 年度には弘前市の単独公共下水道、弘前市の旧相馬村の公共下水道の統合及び津軽広域連合のし尿受け入れを行うことし、総事業費が 720 億円となっております。平成 2

6年度に将来の人口減少を見据え、計画汚水量を見直した結果、新たな施設整備が不要となったため、平成32年度の工期を前倒しして平成26年度に事業完了とし、19年の工期延期となっております。

都市計画課からの説明は以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

以上で対象選定していただきました10の事業について、担当課からご説明をいただきました。

ただ今のご説明をもとに、来年度の事後評価の対象事業を3から4件、選定したいと思います。選定にあたりましては事業の種別や内容がある部局、担当課に偏りがないようにバランスにも配慮して決めていきたいと思っております。

まずは先ほどの担当課からのご説明についてご質問がございましたらお願いします。

(南委員)

1つだけお聞かせ願います。このA4の横になったものが分かりやすいと思いますが、3枚目の整理番号30、31、32、漁港漁場整備課ですか、30、31、32の中で、各課2つなので多分30と32が選ばれたと思うのですが、例えば30と31を比べると、若干違いますが再評価は行われているし附帯意見もないし、だけど金額的には31の佐井村の方が大きいので、それは30より31の方を選ぶべきではないかなと思うんですけども。まして30、32は同じ深浦ですので、31の方が金額が大きいのでこっちを選ぶべきではないのかなと感じておりましたけれども、今回、30が選ばれた理由は何でしょうか。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課です。回答します。

今、言われましたが、今回の評価では事業を1ヶ所推薦する方針としまして、水産流通基盤の方は北金ヶ沢地区、水産生産基盤整備事業は岩崎地区を推薦したところです。

今、ご指摘がありました生産基盤においては佐井地区もありますけれども、佐井地区においては県管理漁港の牛滝漁港の他に佐井村管理の漁港も入っております、あと県が実施する増殖漁場整備とか佐井村が実施する漁礁漁場整備事業を全部一体に整備しています。

県事業と村事業による事業効果も一体的に発現するものですので、事後評価時のアンケート調査とかを実施する時に、ちょっと内容が複雑化していくことと、これをやった時に今後の同種事業への反映が難しい結果になることが想定されることから、漁港整備に特化した、モデル事業となり得る岩崎地区を推薦しました。



(阿波委員長)

同じように、この農村整備課さんの方でも複数の事業がございますが、その中で10番と18番、この2つの事業を選定された理由はございますか。

(農村整備課)

東部おいらせ地区を選定した理由としては、選定基準に合致するいくつかの通作条件整備事業の中でも、最も総事業費が大きいということと、あとは、総事業費が50%以上増加しているということで、選定しています。

もう1つの地区の説明については、担当が変わります。

(農村整備課)

もう1つは、今回、かんがい排水事業ということではありますが、これについては選定条件に該当する中で、事業費変動が大きいのが、農道事業以外ではこのかんがい排水事業の地区だけであったためです。

(南委員)

分かりました。

(阿波委員長)

よろしいでしょうか。

どうぞ。

(山端委員)

30-44ですけれども、市町村合併で、平成26年に人口の調査をされて縮小というお話だったのですが、それからまた数年経っているんで、人口が前の時よりももうちょっと変化しているのではないかなと思われるので、ここら辺のところの調査で修正とかをする余地は検討していらっしゃるのでしょうか。

(都市計画課)

人口の方は、一応調査をしまして、それに見合った計画汚水量というのを出しています。その計画汚水量に応じた処理場等を造ってまして、現在、平成26年度時点では今後計画汚水量については増加というか、そういったものは見込まれないということで、一応26年度の時点で処理場の増設は終了ということで、一応今回、事業完了ということになっております。

確かにご指摘のとおり、今後、人口減少とかそういったものが考えられますので、汚水量については徐々に減っていくことは想定されると思います。以上です。

(阿波委員長)

よろしいですか。

その他、委員の皆様方からご質問があればお願いいたします。

最後の44番の下水道事業について、当初の汚水処理人口の見直しによって変更して事業費が増加したという認識でよろしいでしょうか。

(都市計画課)

事業費の増加ですね。第6回から第7回の変更で事業費が縮小されたということです。

(阿波委員長)

それと最終実績の事業費が3倍以上になっているのは。

(都市計画課)

まず当初の昭和54年度の際は市町村が合併前でいくと6市町村でした。それに対して平成7年度完了で300億と、そういうのでスタートしたんですけども、その後、平成2年度に拡大というか周辺の市町村があと5市町村追加になりまして、それで事業費が240%増ということになっております。

事業期間の方も平成7年度の当初の完了予定から平成26年度の完了ということで、それで19年の延伸ということになってございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

ないようであれば次年度の評価対象事業について選定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。特にご質問がないようであれば、この10件の中から3件から4件の事業を選定したいと思います。どうでしょうか。

委員の皆様方からご提案、ありませんか。次年度の事後評価について、この事業を対象にやったらどうかというご提案がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

(南委員)

この一覧表を見ながらどれを見ようかなと、なかなか決め手がなくて、3つから4つということで、今、5つの課が出ているからばらけるようにということになると、5つの課から4つを選んで、それぞれの課から1個ずつと考えましたけれども。

そうすると、さらにどうやって絞り込もうかなと。1つの案は、事業費がやはり当初より増えていたものを選ぶのがいいのかなと思ひまして、そうなりますと林政課から6番、それ

から農村整備課から18番、漁港漁場整備課は予定どおりですから、道路課から事業費の大きいということで35番、都市計画課はやはり240%増加した44番と。決める要素がないので、そのように思いました。

(阿波委員長)

ありがとうございました。林政課と道路は今年度もやっていただいているので、漁港漁場整備課さんは今年度やっていただいているんですが、事業種別が海岸保全事業と今年度は生産基盤事業ですので、事業目的、事業種が大きく異なっているので漁港関係もどうかと思います。

どうでしょうかね、そうしましたら今年度、昨年度と事後評価を実施されていない都市計画課さん、あるいは同様に農村整備課さんの事業の中で事業規模の大きいものをまず2つ選ばせていただくということではいかがでしょうか。

そうしますと18番と44番ということで、2つの事業についてまず候補としてあげさせていただきます、あと1つないし2つを……。

林政課、漁港漁場整備関係の漁港関係ですね、それと道路課の国道改築事業、それがかなり大きな規模ですが。

(丹治委員)

44番が240%なので、これはすごくパツと見につかかって、でもお話を聞いたら、どんどん市町村を広げていったという話なので、その話を聴くと事業費の30%という基準は、あまりよろしくなくて、例えば1人当たりとか、別の単位を入れた方がいいのかなという気がしたので、もしかしてB/Cがいくらではなくてパーパーソンとかであれば1台1kmとかいうので割り算をした方がいいのかなという気もしたので。若干、ここに載っている道路は計画変更をやったものは37番くらいしかなくて、そういう計画変更によって1台1km当たりの費用がどのくらい掛かったみたいなものが出しにくいようになっているんですけど。

44と比較するのであれば、その地区が分かりやすいかなという気もしたんですけども。どうでしょうか。

(阿波委員長)

今後、同種事業が県内で予定されているのであれば、その参考になるような事業選択もあるかなと思うのですが。必ずしも事業規模にとらわれなくても。

(丹治委員)

37番しか計画変更はないんですけども、44と比較するんだったら金額は小さいけれども37番が出しやすいかなという気がしました。

(阿波委員長)

37番、小さい道路ですね。

(丹治委員)

あまりにも小さいので、どうしようかなと。

(阿波委員長)

単独の路線だけを取り出してという話に多分なってしまう。なかなか全体像が。そうするとある程度、大きな事業として完結しているのはあるかな。

なかなか決めきれないですね。

(丹治委員)

すいません、さっき聞けば良かったのかもしれないですけども、聞きそびれたんですけども。

36番の国道改築事業と書いてあったので、最初すごく引かかったんですけども。これは県道なんですよ。これをどうして国ではなくて県がやるのかという、その辺の位置付けというのはどうなっているのか教えていただけたらと、チラッと思ったんですが。

(道路課)

国道事業でございます。国道なんですけれども、国道の中にも管理区分がありまして、国が直接管理している区間、あと県が国から補助をいただいて管理している区間がありまして。大体国道に番号が付いていますけれども、1桁の番号の国道は国が直接管理しているところが多いです。3桁とかになると、ほとんど補助国道と言って県が管理しています。今回の場所は県が管理をしていますので、県がバイパス事業をやっております。

(丹治委員)

そうすると国道という名前だけれど、県もお金を出すんですってっけか？

(道路課)

ええ、県もお金を出します。

(丹治委員)

ありがとうございます。

(阿波委員長)

個人的には漁港かなと思っていて。やっぱり、青森県内には漁港がたくさんありまして、

同種の事業が各地区でやられるということと、やはり他の事業と比べて事業費がかなり大きいので、事後評価の意味があるのではないのかなと思っています。その辺、水産基盤整備事業の2つの中からどちらかだと思います。

漁港漁場整備課さんの方で、もしこの2つのうちどちらかと言えば。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課の駒井ですけれども。

2つとも、ほぼ事業費も同じくらいでありますし、これでいくと工期が5年以上延伸したということが付いておりますので、32番の方が選定される要件があるのかなと思います。

(阿波委員長)

分かりました。ありがとうございます。助かりました。

それでは3件出てまいりましたので、農村整備課の18番と漁港漁場整備課の32番、最後の都市計画課の44番。3件を次年度の事後評価として決めさせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事については全て終わりました。その他の案件について、事務局からお願いします。

【その他】

(事務局)

事務局でございます。

事後評価が始まる前に事務局からご説明させていただいておりましたけれども、本日の事後評価の審議の状況を踏まえまして、やはり評価手法についてご検討をいただくために、公共事業評価システム検討委員会の開催につきましてご提案させていただきたいと思えますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

委員長、皆様にお諮りをさせていただければと思います。

(阿波委員長)

ただ今、事務局の方からお話、ご提案がございましたように、これまでも特に事後評価についていくつかの課題がご意見としてこの委員会の中で出されています。そういったものを含めて公共事業評価システム検討委員会で少し議論をいただいて、次年度以降、この再評価等審議委員会の方に反映できればと思っておりますので、委員の皆様、ただ今の事務局からのご提案についていかがでしょうか。異論はないかと思えますが。

(意見等なし)

では、そのように進めていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは事務局にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは事務局から最後に事務連絡をさせていただきます。本日の配付資料及び議事録につきましては、事務局である企画政策部企画調整課におきまして縦覧に供するとともに、県のホームページにおいて公表いたしますので、よろしく願いいたします。

また皆様にご了承いただきましたシステム検討委員会の開催につきましては、該当する委員の皆様の後日、改めまして日程等のご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【閉会】

(司会)

それでは閉会にあたり橋本企画政策部次長から挨拶がございます。

(橋本次長)

企画政策部次長の橋本でございます。皆様、長時間お疲れ様でございました。

本日の会議をもちまして今年度、平成30年度の公共事業再評価等審議委員会は終了となりますので、閉会に当たりまして県側の方から代表しまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、再評価及び事後評価に関する意見書を取りまとめいただきまして誠にありがとうございました。またお忙しい中、6月の第1回委員会から今回の第3回の委員会にわたりまして、委員長をはじめ委員の皆様のご理解とご協力の下、ご議論を進めていただきましたことに重ねて厚くお礼を申し上げます。

今後、システム検討委員会の開催も予定されるところです。委員の皆様からちょうだいいたしましたご意見を十分に踏まえながら対応いたしますとともに、公共事業につきましても関係部局が連携して適切かつ効率的に施行してまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様には一層の御指導をお願い申しあげ、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(司会)

本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。